

札幌市手稲区地域公共交通会議設置要綱

(令和4年7月28日 まちづくり政策局 都市計画担当局長 決裁)

(設置)

第1条 札幌市手稲区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、札幌市手稲区における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 札幌市手稲区の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、別表に掲げる者とする。

- 2 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議の会長は、前条第1項に規定する委員の中から互選により定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は、会長が招集する。ただし、会長が不在の場合は、札幌市まちづくり政策局公共交通担当部長が招集する。
- 5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数（代理人を含む。以下同じ）でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 交通会議は、必要に応じて書面による開催とすることができる。
- 9 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 10 交通会議の庶務は、札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課において処理する。

(守秘義務)

第5条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠

実な実施に努めるものとする。

(謝礼)

第7条 委員が会議（第4条第8項による場合を除く。）に出席したときは、謝礼を支給することができる。

2 謝礼の額は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例第1項第3号に定める「その他附属機関の委員」の報酬日額に準ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

別表

札幌市手稲区地域公共交通会議 委員

職名	備考
一般乗合旅客自動車運送事業者	
一般乗用旅客自動車運送事業者	
一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	
住民又は利用者の代表	
北海道運輸局長又はその指名する者	
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	
札幌市長又はその指名する者	
道路管理者	必要に応じ選任する
北海道警察	必要に応じ選任する
有識者	必要に応じ選任する